7　法第十一条の二第三項の規定は、第一項第七号から第十号まで及び前二項に規定する議決権について準用する。

別紙様式第３号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［略］

［１～５　略］

６　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　［略］

②　媒介

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の７第６号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑵～⑷　略］

別紙様式第４号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［略］

［１～５　略］

5　法第十一条の二第三項の規定は、第一項第九号から第十二号までに規定する議決権について準用する。

別紙様式第３号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［同左］

［１～５　同左］

６　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　［同左］

②　媒介

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の７第１項第３号イ⑴に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑵～⑷　同左］

別紙様式第４号（第57条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［同左］

［１～５　同左］